

貯水槽関連届出まとめ							
	名称	管理責任者設置	管理責任者 住所・氏名変更	設置者地位継承	廃止	布設工事を実施しようとするとき	左記の届出事項に変更があったとき
10㎡超	簡易専用水道	「小規模水道等管理責任者設置届」 飲料水条例規則第10条 様式第5号  設置後遅滞なく届出	「小規模水道等設置者(管理責任者)住所(氏名)変更届」 飲料水条例規則第11条 様式第6号  ※変更前後の管理者は同一人だが、氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者名、主たる事務所の所在地)に変更があった場合に使用  ※設置者が別の者になった場合に使用	「小規模水道等設置者地位承継届」 飲料水条例規則第12条 様式第7号  ※設置者が別の者になった場合に使用  継承の日から30日以内に届出	「小規模水道等廃止届」 飲料水条例規則第13条 様式第8号  廃止後遅滞なく届出	「小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事着手前の届出」 飲料水条例規則第14条 様式第9号  着手前に届出	「小簡易専用水道(簡易専用水道)届出事項変更届」 飲料水条例規則第15条 様式第10号 次の事項に変更があったとき (1) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) (2) 小簡易専用水道又は簡易専用水道が設置される建築物等の所在地及び名称並びに主たる用途 (3) 水源となる水を供給する水道事業又は小規模水道の名称 (4) 設置される受水槽及び高置水槽について次に掲げる事項 ア 槽の数、形状、寸法及び材質 イ 槽ごとの有効容量 ウ 槽の設置場所  変更後遅滞なく届出
5㎡以上 10㎡以下	小簡易専用水道		「小規模水道等管理責任者設置届」 飲料水条例規則第10条 様式第5号  設置後遅滞なく届出	※設置者の住所・氏名の変更については、「小簡易専用水道(簡易専用水道)届出事項変更届」を使用すること  変更後遅滞なく届出			
5㎡未満	小規模貯水槽水道  ※各書式は法定外	小規模貯水槽水道(5㎡未満)設置届	小規模貯水槽水道(5㎡未満)変更届	小規模貯水槽水道(5立米未満)廃止届	小規模貯水槽水道(5立米未満)設置届 ※設置後届出	小規模貯水槽水道(5㎡未満)設置届 ※設置後届出	小規模貯水槽水道(5㎡未満)変更届
※事業用、消防用等飲用に使用することがない場合は、貯水槽水道には当たらない。							